

平成 26 年度 長野県民交通災害共済組合事業計画

1 事業

(1) 見舞金の支払い

共済の加入者(会員)が交通事故により災害を受けた際、共済見舞金、障害見舞金及び遺児見舞金を支払う。

共済見舞金 会員が交通事故による災害で受傷した場合

- ・実入通院日数により算定し 2 万円～100 万円
(人身事故扱いの事故証明書によらない場合は上限 5 万 5 千円、死亡 50 万円)

障害見舞金 会員が交通事故による災害が原因で
身体障害者 1～3 級、精神障害者 1 級に認定された場合

- ・20 万円～40 万円 (人身事故扱いの事故証明書によらない場合は半額)

遺児見舞金 会員が交通事故で死亡し、生計を一にする義務教育終了
前の遺児がある場合

- ・遺児 1 人につき 30 万円

(2) 加入促進

ア 広報

(ア) チラシ配布

平成 27 年度会員の加入促進のため、各世帯 1 枚、子ども 1 人につき 1 枚の
チラシを家庭または学校等に配布する。

(イ) テレビコマーシャル

交通災害共済制度をテレビの媒体を通じて周知し、加入促進を図る。
加入募集時期(2 月～3 月)に併せてコマーシャルを流すことにより効果的な
加入促進をねらう。

(ウ) 新聞折込

信濃毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、中日新聞、長野日報に年2回程度チラシを折り込む。

(エ) ポスター

ポスターの掲示により、窓口・連絡先等の周知を図り、加入・請求促進を目標とする。医療機関などへの掲示を働きかける等、掲示箇所の拡大を目指す。

(オ) ホームページ

組合のホームページと各市のホームページとをリンクさせながら交通災害共済制度を広くPRする。

(カ) のぼり旗の設置

平成21年度から行っているのぼり旗の市役所窓口及び庁舎設置を引き続き行い、交通災害共済制度についてPRする。

イ そ の 他

(ア) アンケートの実施

効果的な加入促進を行うため、会員に対しアンケートを実施する。

(イ) その他

組織市に事務局職員が出向き、加入促進、事務手続き等の相談に応じる。

2 会議等の開催

(1) 議会定例会

26年 8月 5日(火)

長野県自治会館

27年 2月 3日(火) (市長会定例会開催日)

長野県自治会館

(2) 組織市長会

26年10月15日(水) (北信越市長会総会前日 新潟県 新発田市周辺)

(3) 担当課長会議、事務担当者会議等

26年 4月23日(水)

事務担当者会議

長野県自治会館

10月頃

事務研究会

長野県自治会館

27年 1月19日(月)

担当課長並びに事務担当者会議

長野県自治会館

(4) 審査会等

・見舞金の額の決定に当たり疑義が生じたとき、その事故内容、見舞金の額等を審査するために随時開催する。

3 交 付 金

交通災害共済事務交付金

・ 募集関係			
400 円会員	1 人	60 円	} の会員割
100 円会員	1 人	10 円	
・ 賃金関係			
400 円会員	1 人	20 円	} の会員割
100 円会員	1 人	10 円	

【7月末現在の会員数（8月6日（水）までに組合に報告されたもの）を基に算出し、
8月29日（金）に交付】

4 そ の 他

- ・ 見舞金支払いに係る諸統計の整理・作成を行い、制度改正の際の基礎資料とする。